

# ○社会福祉法人東員町社会福祉協議会監事選任規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会定款の定款第19条の規定に基づき、監事の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

**第2条** 監事は、次に掲げる者のうちから評議員会において選任する。

- (1) 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者
- (2) 財務諸表等を監査し得る者

(補則)

**第3条** この規程に定めるもののほか、監事の選任に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。